

合併・会社分割・事業譲渡による入札参加資格の承継申請の手引き (県外建設業者)

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者を対象とした、適法な手続きによる合併、会社分割又は事業譲渡にともなう和歌山県入札参加資格の承継に関する申請手続きは以下のとおりです。

なお、この手引きでは、合併における存続会社または新設会社、会社分割における新設会社（新設分割）または承継会社（吸収分割）、事業譲渡における譲受会社については、「**承継会社**」と定義しています。

また、合併における消滅会社、会社分割における分割会社、事業譲渡における譲渡会社については、「**被承継会社**」と定義しています。

1 内 容

- (1) 承継の認定は、建設業法に定める29業種単位とします。
【業種の単位ごとに分割した承継には対応しません。】
- (2) 被承継会社の施工実績の承継についても同時に認定します。
- (3) 総合点数について、承継申請日を審査基準日として以下の項目の再算定を行います。
 - ① 合併・分割・事業譲渡実施後の総合評定値
 - ② ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの認証取得の有無
【承継会社名で認証取得をしている場合に認定します。】
 - ③ 和歌山県内での建設業許可を受けた営業所の有無
 - ④ 和歌山県内での工場の有無
 - ⑤ 和歌山県から受注した建設工事に係る工事成績
承継会社および被承継会社のいずれにも和歌山県の建設工事を受注した実績がある場合の工事成績に関する点数の算定方法は、以下のとおりです。
 - ・「工事成績の平均点に応じた配点」については、承継会社および被承継会社の点数の和を2で除して算出した平均点により配点します。
 - ・「高得点工事成績」については、承継会社および被承継会社の該当工事成績件数を合算した件数のうち2件を上限として配点します。

2 手続き

- (1) 申請期間
事実発生日から3か月以内です。
※事実発生日
 - ①「合併」 → 合併登記を行った日
 - ②「会社分割」 → 分割登記を行った日
 - ③「事業譲渡」 → 事業譲渡を行った日※ 事業の現物出資により会社が新たに設立された場合は、設立登記を行った日
- (2) 承継の申請
必要書類を提出していただいた後に認定することにしてはいますが、事前に必ず和歌山県庁 県土整備部 技術調査課 建設業班までご相談下さい。(TEL 073-441-3069)
- (3) その他
必要書類の内、間に合わないもの（総合評定値通知書）があった場合でも受付は行いますが、認定は全ての書類がそろった後になります。
よって、認定されるまでは新たな工事の受注等はできません。

3 必要書類

- (1) 和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書（様式第1号）
- (2) 施工実績に係る誓約書（様式第5号）
 - ・被承継会社が消滅する場合は、提出不要です。
- (3) 合併・分割・営業譲渡をしたことが分かる書類の写し
 - ①契約書（合併、吸収分割、営業譲渡）または分割計画書（新設分割）
 - ②株主総会議事録（簡易な合併、分割または営業譲渡の場合は、公告または株主への通知）
【承継会社および被承継会社の両方が必要です。】
- (4) 承継会社の登記簿謄本の写し又は登記事項証明書
- (5) 被承継会社の登記簿謄本の写し又は登記事項証明書（閉鎖謄本含む）
- (6) 被承継会社及び承継会社の登記事項証明書
- (6) 被承継会社の建設業変更届（廃業届含む）の写し
- (7) 被承継会社の入札参加辞退届
【任意様式】
- (8) 入札参加資格審査申請における提出書類および添付書類（承継会社に係るもの）
 - ※ 承継会社が既に入札参加資格を持つ場合、添付書類のうち申請時と確認内容に変更のないものは、提出を省くことができます。
 - 承継の内容により判断しますので、事前に技術調査課に確認してください。
- (9) その他
【内容に応じて、和歌山県が必要と認める書類】